

令和6年度杉並区リユース容器活用支援助成金

ワンウェイ（使い捨て）プラスチック使用量の削減を目的に、リユース容器、業務用食器洗浄機等、リユース容器シェアリングサービスの導入にかかる導入経費を助成します。

リユース容器とは？

洗浄することで繰り返し利用できる容器です。材質はポリプロピレン製やバイオプラスチック製のものなどがあります。

リユース容器のメリット



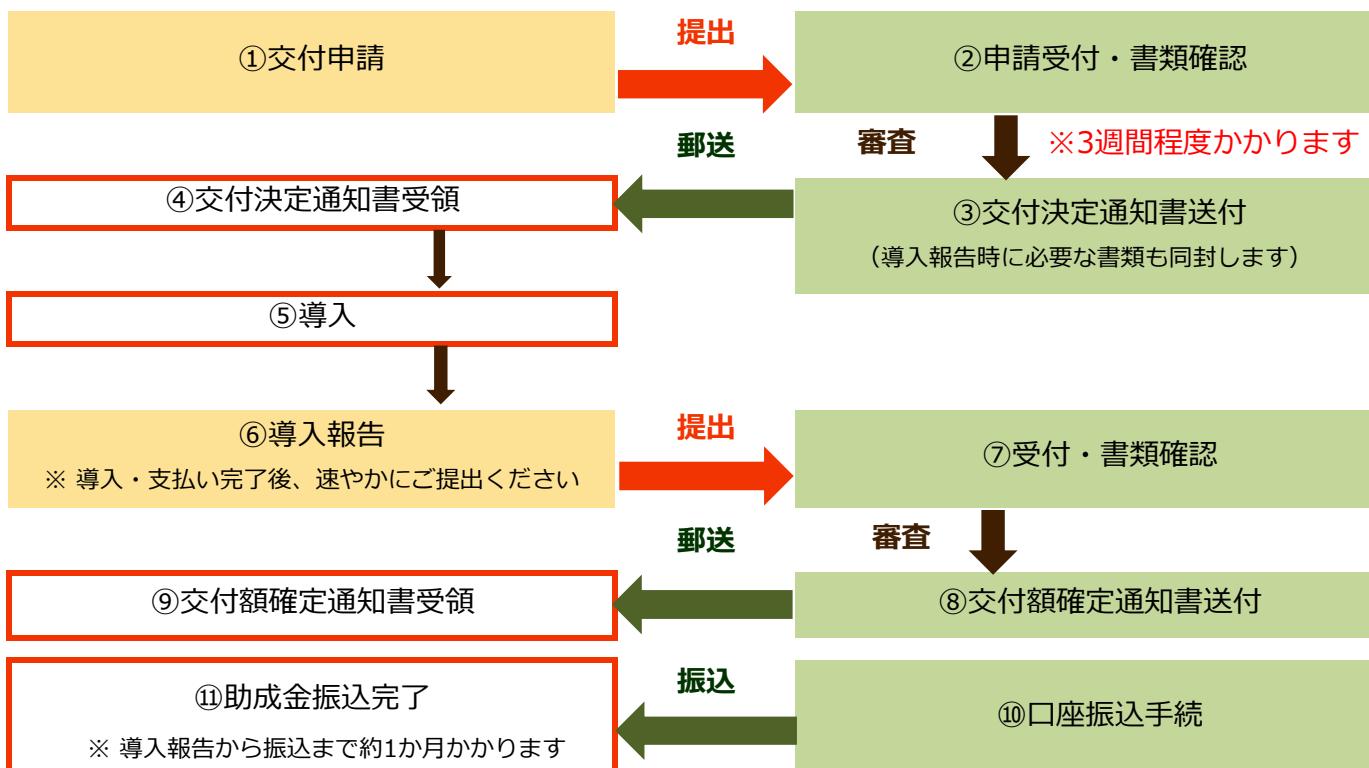
使い捨てプラスチックの削減により、ごみの削減・地球温暖化防止に寄与できます！

使い捨て容器の購入・処理費用を削減できます！

申請受付期間	令和6年6月3日（月）から令和7年1月31日（金）まで（必着） ※ただし、申し込みが予算枠に達した時点で申請受付を終了します
導入報告締切	令和7年3月19日（水）（必着）
書類提出先 問い合わせ	杉並区 環境課 温暖化対策係 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟7階 TEL 03-5307-0672（直通） 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く月～金）

申請手続きの流れ

- 導入の3週間前までに申請してください。
- 窓口または郵送で必要書類を提出してください。※郵送の場合は「郵送のご案内」をご確認ください。



※ 申請後に内容の変更や中止が発生した場合は、速やかにご連絡ください。

助成対象者

- ・区内に事業所を有し、区内の店舗で使い捨てプラスチック容器を使用して食品を販売している事業者（中小企業者または個人事業主）
- ・区内の店舗で使い捨てプラスチック容器を使用して食品を販売している特例子会社、社会福祉法人
- ・区内の商店街組合等

※現在、**使い捨てプラスチックを使用していてリユース容器に切り替える方が対象になります。**

※注文を受けて配達するもの（出前、仕出し弁当など）は、区内で製造され、区内で販売されるものであれば対象となります。

※移動販売（キッチンカーなど）は、営業予定地に杉並区が含まれている必要があります。

いずれの場合も、**事業所が区外にある場合は対象外**となります。（特例子会社と社会福祉法人は除く。）

交付申請の要件

- ・**新たに導入するリユース容器による販売数が、指定する個数以上見込めること。**

（4頁「助成対象事業」参照）

- ・使い捨てプラスチック使用量の削減に取り組む事業者等であること。
- ・営業許可書又は営業届出書（控）が提出できること。
- ・同一申請者につき、同一年度内に本助成金の交付を受けていないこと。（同一の店舗の場合、申請者が変わっても同一とみなします。）
なお、商店街組合等の申請により、リユース容器等を導入した当該組合等の構成員についても、同一年度内は申請できません。
- ・同一年度内に、国、都又は区から同様の趣旨の他の助成金等の交付を受けていないこと。
なお、商店街組合等については、当該組合等の構成員が国、都又は区から同様の趣旨の他の助成金の交付を同一年度内に受けている場合、当該構成員を除いて申請してください。

注意事項

助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額を変更し、返還を求めることがあります。

- （1）虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき。
- （2）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）杉並区暴力団排除条例に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

管理

- ・使用済みリユース容器の返却や回収に係る案内、回収ボックスの設置等を適切に行ってください。
- ・業務用食器洗浄機等を導入する場合は、設置及び使用による騒音等の発生の防止に考慮し、周辺環境の保全に努めてください。

調査へのご協力

助成金交付後、**リユース容器による販売実績の調査**への回答が必要です。

申請時に必要な書類

(受付期間) 令和6年6月3日(月)から令和7年1月31(金)日まで

- ・書類の不足、記入漏れ、記入誤りがないかご確認ください。
- ・消えるボールペン、鉛筆、砂消し、修正液等は使用できません。
- ・交付申請書と請求書は同じ印鑑（朱肉を使用するもの）を押印してください。
- ・書類はすべてA4サイズ(現像写真等は、A4用紙に貼付)で提出してください。
- ・写真は、撮影日入り（手書き可）のものを提出してください。

必要書類 （共通）	申請者の本人確認書類（コピーをとってお持ち下さい） 運転免許証（有効期限内）、住民票の写し（マイナンバー記載なし）、マイナンバーカード（表面のみ）、保険証・医療証（有効期限内。保険者番号、被保険者等記号・番号の欄が見えないように消してください）、印鑑登録証明書等いずれか1点 ※パスポート・社会保険証 等、住所を手書きで記入するものは不可	
	交付申請書（第1号様式）	第1～3号様式は区HPでダウンロードできます
	事業概要（第2号様式）	▼ページ番号検索
	利用計画書（第3号様式）	▼QRコード
	導入する店舗の写真	
	使用している使い捨てプラスチック容器の写真	
	営業許可書又は営業届出書（控）の写し ※区内での営業がわかること	

（申請者別）書類	区内中小企業者で法人	商業登記の現在事項証明書の写し
	区内中小企業者で個人事業主	商業登記の現在事項証明書又は直近の確定申告書の写し
	特例子会社又は社会福祉法人	会社・法人登記の現在事項証明書の写し
		定款等の写し
	商店街組合等	組合員名簿

※商業登記の現在事項証明書（写）は、法務局が発行したもの（登記情報提供サービスで取得したものは不可）

（対象別）書類	リユース容器	購入するもののカタログ・パンフレットの写し
	業務用食器洗浄機等	購入する機器の型式が分かるカタログ・パンフレットの写し
		設置予定場所の現況写真
	リユース容器シェアリングサービス	サービスの内容がわかる書類の写し

導入報告時に必要な書類

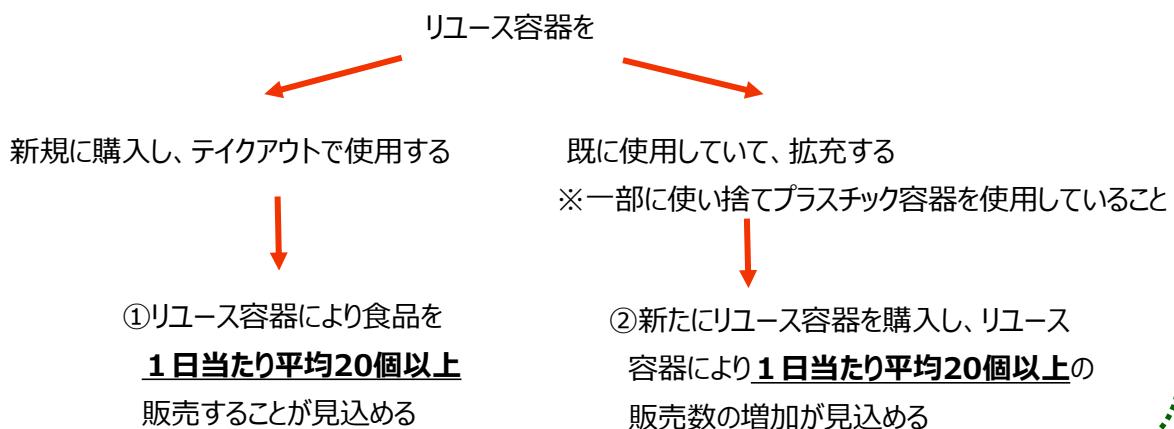
(受付期間) 令和7年3月19日(水)まで

共通	導入報告書（第10号様式）	交付決定通知書と一緒に、区から申請者へ送付します
	助成金交付請求書（第13号様式）	
	領収書の写し あて名が申請者のもの、対象について価格の内訳が分かるもの（但し書き、内訳添付可）	
対象別	リユース容器	導入したリユース容器のカラー写真
	業務用食器洗浄機等	導入した業務用食器洗浄機等の設置状態を示すカラー写真 本体の型式表示部分の写真
	リユース容器シェアリングサービス	サービスの利用実績が確認できる書類（契約書など）の写し

●助成対象事業

【リユース容器】

以下の①②のいずれかに該当する場合、対象となります。



【業務用食器洗浄機】

上記①②のいずれかに該当し、リユース容器により食品を
1日当たり平均50個以上販売又は販売拡充することが見込める場合、対象となります。
※同一申請者につき、1台に限り申請可能

【リユース容器シェアリングサービス】

テイクアウトで使用する容器にリユース容器シェアリングサービスを用いてリユース容器を導入する取組を新規に開始し、リユース容器により食品を**1日当たり平均20個以上販売する**ことが見込める場合、対象となります。

●対象経費・上限

【補助率 2分の1 ※千円未満切り捨て】

種類	対象経費	上限
リユース容器	①弁当容器・食品用トレー ※飲料用カップ、箸、フォーク、スプーンは、上記①と同時購入の際のみ対象	20万円
業務用食器洗浄機等	以下いずれかの機器本体の購入費用 ※リースは対象外 ①食器洗浄機 ②消毒保管庫 ③乾燥機	50万円
リユース容器 シェアリングサービス	導入経費・利用に係る経費 ※導入報告までに支払いが完了している分のみが対象	50万円